

令和元年度教員免許管理システム開発費補助金審査基準

令和元年12月23日
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員免許管理システム開発費補助金に関する交付申請書の審査は、この審査基準により行うものとする。

1. 採択案件の決定方法

提出された交付申請書に基づき審査を行い、各選定基準の得点合計が高いものを採択する。

2. 審査方法

交付申請書に基づき、文部科学省に設置された「教員免許管理システム開発事業審査委員会」において書類選考を実施する。

また、必要に応じて審査期間中に交付申請の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3. 評価方法・項目

評価は、以下の選定基準の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、原則として、各審査委員の採点結果を、最高得点と最低得点を除外した上で合計し、それを平均したものを当該交付申請者の得点とする。

〔評価基準〕

大変優れている＝5 優れている＝4 普通＝3
やや劣っている＝2 劣っている＝1

〔選定基準〕

1. 申請内容が、具体的かつ的確な計画となっており、実現性があること
2. 実施方法が本事業の目的を実現する手段として妥当なものであること
3. 事業の実施に当たって、関係機関との円滑な連携体制が取られていること
4. 事業実施主体が、事業を適切に実施するための実績、組織体制及び財務能力を有していること
5. 経費の見積り内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること

4. 審査にあたっての遵守事項

審査に当たっては、以下の事項を遵守する。

- 事業の選定は審査委員会によって決定すること
- 審査委員は、審査で知り得た情報を口外してはならないこと
- 審査委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務担当課にそのことを申し出なければならないこと
- 審査委員は、別紙「審査委員の利害関係者に対する審査要領」に従わなければならないこと

(別紙)

審査委員の利害関係者に対する審査要領

(1) 利害関係者の範囲

- ・競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄付を受けている場合
- ・審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合

(2) 利害関係の報告とその対応

審査委員は、(1)に該当する場合は、審査開始までに書面で事務担当官に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は以下に従って処理することとする。

- ① 審査委員と競争関係者との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合
審査委員は、その利害関係者を有している競争参加者の審査から外すこととする。

- ② それ以外の関係性を有している場合

審査委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も、その競争参加者の審査から外すこととする。

なお、当該見極めの判断は、第三者機関に求めることとし、この場合の第三者機関としては当該審査委員会とする。

(3) 審査委員の再選定

審査委員が審査から外れることによって、2名以下で審査しなければならない申請案件が生じた場合は、審査委員を選定しなおすこととする。